

東京電力への請求に困っていませんか？

Q

請求書の分量
が多くて面倒だ

A

絶対に適当に書いて出さないで下さい！
全国の弁護士が無料で相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

Q

この請求はどこ
に書けばいいん
だろう？

A

書く場所がわからなかったら、「その他請求」へ。離れて暮らしている家族との電話料金等、弁護士のアドバイスを受けながら記載して下さい。

Q

請求書では慰
謝料が少なすぎ
ないか？

A

東電の説明書記載の基準に従う必要はありません。納得できない方には、原子力損害紛争解決センター（詳細は裏面）への申立をお勧めしています。

Q

領収書がないと
ダメ？

A

絶対ではありません。いつごろ、何にどれくらいかかったか、思い出せる範囲で請求書に記載しましょう。なお、領収証の実物を出すときは、紛失に備えて必ずコピーをとっておきましょう。

Q

合意書が送られ
てきたけど...

A

「今後、異議・追加の請求は申し立てません」という記載があると、あとから他の請求ができなくなる恐れがあります。合意書を提出する前に弁護士までご相談を。

Q

2ヶ月以内に
出さなきゃダ
メ？

A

2ヶ月以内に提出しなくても権利がなくなることはありません。法律上は事故から3年間は請求できます。焦らず、弁護士に相談しましょう。また、今後、自宅の除染費用や土地建物の価値の減少分など請求する可能性もあります。焦りは禁物です。

Q

家族全員分で
出すの？

A

一人一人の被災者の方が請求する権利を持っています。世帯単位の請求書は東電の都合です。家族構成や生活状況に応じて柔軟に対応しましょう。

Q

いろんな人がい
ろいろ言ってよく
わからない！

A

皆さんは、原発事故の被害者です。被害の程度や気持ちは、個人個人によって違います。弁護団は皆さんの想いや、気持ちを尊重します。

Q

自主避難は
対象外？

A

東電の基準は、東電も認める損害賠償の最低ラインに過ぎません。基準がないからといって泣き寝入りする必要はありません。まずは弁護団にご相談下さい。

【問合せ先】: 0120-730-750

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16第2升本ビル5階 原発被災者弁護団

原発被災者弁護団のご紹介

◎私たち、原発事故被災者支援弁護団は、東京の三つの弁護士会（東京・第一東京・第二東京）で構成する、災害復旧復興本部で被災者支援を行ってきた弁護士が中心となり結成した団体です。

◎当弁護団では、**原子力損害賠償紛争センター**への仲介申立、仲介交渉の代理を行うとともに、必要に応じて、訴訟の提起等の支援を行っています。

原子力損害賠償紛争解決センターとは？

☆東電への賠償請求は、東電から送られて来た請求書を提出する方法だけに限られません。

☆この紛争解決センターは、原発事故の損害賠償に関する紛争解決のために、新たに政府が設置し、9月1日に受け付けを開始した、全く新しい、裁判所ではない紛争解決機関(ADR)です。仲介委員が双方の意見を聞いて、和解案を斡旋します。

☆当弁護団では、準備ができ次第、ADRに対する申立を行っています。すでに、10月11日からは、仲介委員が双方の意見を聞く手続きが始まっています。

☆東電作成の請求書の内容に疑問がある方には、ADRへの申立をお勧めしています。当弁護団がそのお手伝いをします。

【弁護士費用】

【相談料】無料（電話・面談とも）

【着手金】無料（別途、実費一人1万円）

【報酬金】ADR・交渉・・・支払額の5%（税別）

（※訴訟提起の際の費用は、別途基準による）

原発被災者弁護団
ホームページ

<http://ghb-law.net/>
説明会の情報等、最新
情報が記載されています



【問合せ先】: 0120-730-750

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16第2升本ビル5階 原発被災者弁護団